

平成19年9月

逗子市教育委員会定例会

平成19年9月27日

逗子市教育委員会

会 議 録

平成19年9月27日逗子市教育委員会9月定例会を逗子市役所5階第5会議室に招集した。

◎ 出席者

委 員 長	小 島 裕 子
教 育 委 員	五十嵐 樹
教 育 委 員	村 松 邦 彦
教 育 委 員	吉 崎 久 治
教 育 長	村 上 裕
教 育 部 長	新 明 武
教 育 部 担 当 部 長 (文化・教育ゾーン担当)	森 本 博 和
教 育 部 次 長	武 藤 正 廣
教 育 部 参 事 学校教育課長事務取扱	富 澤 義 弘
教 育 部 参 事 文化プラザホール館長事務取扱	福 田 隆 男
学 校 教 育 課 主 幹	柳 原 正 廣
学 校 教 育 課 副 主 幹	関 忠 子
学 校 教 育 課 課 長 補 佐	小 泉 雅 司
教 育 研 究 所 長	佐 藤 真 澄
教 育 研 究 所 主 幹	高 館 正 明
小 坪 公 民 館 長	小 俣 雄 司
市 民 交 流 セ ン タ ー 長	小 倉 豊

事務局

教育総務課課長補佐 永 島 重 昭

教育総務課副主幹 館 兼 好

庶務係長事務取扱

◎ 開会時刻 午後 2 時 0 0 分

◎ 閉会時刻 午後 2 時 3 8 分

◎ 会議録署名委員決定 吉崎委員、五十嵐委員

○小島委員長

会議に先立ち、傍聴の方をお願いをいたします。傍聴に際しては、入り口に掲示されております注意事項をお守りくださるようお願いいたします。なお、教育委員会の議決により、秘密会にすべき事項と思われる案件が出されたときには御退場いただくことがありますので、御了承ください。

○小島委員長

では、定足数に達しておりますので、ただいまから平成19年逗子市教育委員会9月定例会を開催いたします。

それでは会議に入ります。本日の会議日程はお手元に配付したとおりでございます。

会議規則により、本日の会議録署名委員は吉委員、五十嵐委員をお願いをいたします。

これから会議日程に入ります。

初めに、本日の審査順序を決めさせていただきたいと思いますが、本日の案件のうち、日程第3「報告第20号」及び日程第4「議案第17号」は、ともに10月の人事に関する案件のため、秘密会を予定しております。他の日程を先に行い、次回の定例会の予定をお知らせし、その上で最後に秘密会の審議を行いたいと思っております。

そこでお諮りいたしますが、本日の審議を日程第1、日程第2の次に日程第5「陳情第1号」及び日程第6「その他」を行い、最後に日程第3、日程第4の順序で行いたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声多数)

では、御異議がないようですので、そのような順番で進めさせていただきます。

◎日程第1「8月定例会会議録の承認について」

○小島委員長

では、日程第1「8月定例会会議録の承認について」を議題といたします。

委員にはお手元の会議録をごらんいただきたいと存じます。

会議録に御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

では、御異議がないようですので、8月定例会会議録は承認をいたします。

村松委員、吉崎委員、会議録に御署名ください。

◎日程第2「教育長報告事項」

○小島委員長

では、日程第2「教育長報告事項について」を議題といたします。

教育長から御報告をお願いいたします。

○村上教育長

前回のときから本日までの間、特別な会議はございませんでした。つきまして、会議報告としてはございません。

先般、3中学校の体育祭が行われ、大変暑い日でしたが、委員の皆さん、御参加ありがとうございました。お礼を申し上げます。

引き続き、部長の方から議会状況をお話しさせていただきます。

○新明教育部長

それでは、私の方から平成19年逗子市議会第3回定例会の概要について御報告させていただきます。市議会第3回定例会は、9月6日から10月3日までの28日間を会期として開催されておりますが、ここでは昨日までの審議概要について御報告させていただきます。

本定例会の議案等審査案件は、報告1件、議案は閉会中継続審査案件を含め9件、陳情は閉会中継続審査案件を含め22件でありまして、そのうち教育委員会関係のものについてのみ御報告いたします。

まず、9月6日の本会議において、第2回定例会で再任されました村松教育委員の紹介、あいさつが行われた後、会期決定後、全員協議会が開催され、市長報告、報告、議案の説明の後、再び本会議が開催され、議案第51号として文部科学省の委託事業であります問題を抱える子ども等の自立支援事業の採択に伴い、いじめ・不登校など問題を抱える子ども等の専門的な支援等を行うスクールソーシャルワーカーへの謝礼等経費136万円を増額計上した平成19年度一般会計補正予算（第2号）及び今定例会において新たに提出されました陳情第19号市立中学校完全給食早期実施に関する陳情が提案されまして、教育民生常任委員会に付託された後、本会議は終了いたしました。

翌7日に教育民生常任委員会が開催されまして、審議が行われました。平成19年度一般会計補正予算（第2号）につきましては、全会一致をもって可決、市立中学校完全給食早期実施に関する陳情については、中学校の完全給食の早期実施を求める保護者の要望が高まっていることや、お弁当による食中毒の危険も危惧されることなどから、早期実施に向けて検討会設置が必要との意見が出され、全会一致をもって了承されました。また、平成18年市

議会第3回定例会から継続審査となっておりました平成18年陳情第25号国・県に私学助成制度充実を求める意見書の採択等逗子市の私学助成制度拡充を求める陳情については、さらなる慎重審査を求めるため、継続審査とする動議が提出され、賛成多数により継続審査とされております。

翌週の9月10日、11日に、まちづくり基本計画に関する特別委員会が開催されまして、第2回定例会から継続審査となっております逗子市まちづくり基本計画についての審議がなされましたが、審議が終了せず、閉会中継続審査とされております。

その後、9月14日に本会議が開催され、高野典子議員ほか11名をもって決算特別委員会が設置された後、議案第52号平成18年度逗子市一般会計歳入歳出決算の認定ほか4特別会計歳入歳出決算の認定についての5件の議案が提案され、同委員会に付託され、高野典子議員を委員長として翌週の9月18日から20日まで、所管別審査、全般審査が、また翌日の21日に総括結論が行われ、質疑後、採決がなされ、平成18年度一般会計歳入歳出決算及び国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算については賛成多数により、また、その他の3特別会計歳入歳出決算については全会一致をもって認定されております。

今定例会は来週の10月1日の本会議において、議案第51号平成19年度一般会計補正予算（第2号）及び議案第52号平成18年度逗子市一般会計歳入歳出決算の認定ほか4特別会計歳入歳出決算の認定の採決、陳情第19号市立中学校完全給食早期実施に関する陳情の教育民生常任委員会における審査結果の報告の後、一般質問が行われた後、10月3日に閉会となる予定となっております。

以上が昨日までの市議会第3回定例会の状況であります。なお、先ほど報告いたしましたように、市立中学校完全給食早期実施に関する陳情が全会一致をもって了承されたことを受け、今後早期に市長部局と市立中学校の完全給食実施の検討会及び現状における課題を含めた協議、調整を行ってまいりたいと考えております。以上、雑駁であります。御報告とさせていただきます。

○小島委員長

ありがとうございました。本件について御質疑、御意見ございますでしょうか。

○五十嵐委員

中学校の給食については、検討委員会が教育委員会と市長部局の両方で一緒にやられるのですか。

○新明教育部長

先ほど御報告させていただいたように、これが、陳情が了承されておりますので、この検討会を立ち上げるかをも含めて、これは市長部局との調整になります。教育委員会独自で、予算もありますし、独自では進められませんので、今後の実施も含めて進めるのかどうか。いろいろ教育委員会として、他にも課題をいただいておりますので、そういうことを含めた中で協議、調整をさせていただくということでございます。

○小島委員長

ほかにかがでしょうか。よろしいですか。

では、ほかにはないようですので、教育長報告事項について終わります。

◎日程第5「陳情第1号2学期制についてのアンケートを求める陳情」

○小島委員長

では、日程第5「陳情第1号2学期制についてのアンケートを求める陳情」を議題といたします。事務局より御説明をお願いいたします。

○富澤教育部参事

陳情第1号2学期制についてのアンケートを求める陳情について御説明申し上げます。お手元の資料をごらんください。

9月18日付で陳情書が提出されております。2学期制についてのアンケートを市内公立小・中学校の全保護者、教職員に実施し、その結果を公表することを求めています。よろしく御審議をお願いいたします。

○小島委員長

ありがとうございます。本件について御質疑、御意見ございますでしょうか。

○五十嵐委員

いつもいろいろ陳情を出していただいて、本当にいろいろ教育のことについて御関心が高いんだなというふうに思うわけなんですけど、アンケートも一つの方法だというふうには認識していますが、内容の重要さを考えると、多数決で決められることではないのかな……。アンケートをとるといって、集計をして結果を皆さんに御報告するようなことにもなるのかと思うんですけど、ちょっとその辺のところは、アンケートだけということではないのかなというふうに、感想ですけれども、持ちました。

○小島委員長

ほかにかがでしょうか。

○村松委員

先般、逗子の学校教育総合プランといったものができて、それに沿って逗子の教育をどうあるべきかということが、かなりこのところ具体的に議論されている。やはり実施をどうするかということは必要である。そういった教育総合プランとも、この2学期制というのは関係してくるであろうと。特に、2学期制、17年・18年の2年間やって、検証はかなり今、しつとあるだろうというふうには思います。これを踏まえて、今までもPTAとの連絡あるいは教職員とのアンケート、各学校のアンケート等もあわせて逗子市はしてきているわけで、その中で詰めてないものをもう一回きちっと詰めて、果たして2学期制を導入すべきかどうかということを今、検証しているところなわけです。

そういう中で、いいか悪いかという、こういったアンケートを保護者全体、3,000人以上の多分保護者になると思うんですが、保護者からアンケートをとるのがいいのかどうかという問題が一つあるわけで、むしろこの2学期制というのは、子どもにとって3学期制よりも2学期制の方がいいかどうかと、そこに尽きるだろうというふうに思うんです。保護者の意見とか、そういった問題よりも、子どもの視点で果たして子どもにとってそれが学力の向上あるいはいろんな課題参加ができるかどうかというような面もあると思うんですが。そういう子どもというのは一番よく知っているのは、恐らく現場の先生方ということで、少なくとも先生方の意見はきちっと聞いた方がいいだろうというふうに私は思います。アンケートをとるかどうかは別として、小学校あるいは中学校、それぞれ多分中学と小学校ではまた意見が変わってくるかもしれませんし、同じかもしれません。ただ、教職員の意見というのをしっかりと聞くということは、した方がいいだろうというふうには思っています。

したがって、私はこの陳情の中の保護者全員、教職員全員に向けてアンケートをとり、それを公表するというこの陳情に対しては反対します。却下の方がいいだろう。ただし、教職員ということの視点です、しっかりと全校の先生方の意見を聞くことについては、一部アンケートあるいはその他校長先生から直接聞くということを含めて、実施をしていただきたい。実施をした方がいいだろうというふうには思います。

○小島委員長

ほかにいかがでしょうか。

○村上教育長

結論的に言えばですね、私もこの陳情内容を行う必要はないというふうに考えております。なぜならば、本年度各学校の教育課程の担当者会というものがございます。毎月1回行われ

ているんですが、その会に2学期制について2年間やって、もう1年試行ということで、課題は何かということで、この2年半やったことの結論あるいは今後の方向性、それからやってみての子どもたちにどうであるか、それから教育課程全般に今後の能力育成のための教育課程のあり方がどうなのかという、さまざまな視点から、年度当初、課題を投げかけております。その課題が秋口に、もう間もなく上がってまいりますので、その結果を受けて、また判断したいと考えております。それとともに、村松委員もお話しされていましたが、やはり教えるプロですから、まずは指導者がどう考えているのかということをしてですね、的確に聞き取らなければいけないというふうに私も思っております。それにつきましては、校長先生、学校からの意見ということで、その中には先生方の意見が十二分に反映させるということですので、私どもは先生方の意見も十分聞き取ります。そういう意向で4月からまいっております。結果を非常に重く受け止めて、今後の方向性を考えていきたいというふうに考えております。つきまして、このアンケートそのものの実施、公表ということは必要ないというふうに意見申し上げます。

○小島委員長

ほかにかがでしょうか。

吉崎委員にお聞きしますが、三方がお示しくださった方向性に御賛同ということでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、本年度後半、早急に調査・検討・検証すべき課題はたくさんあるというふうに、今御意見出されたとおりでございますが、本件このアンケートを求める陳情につきましては、私ども不採択という結論を出してよろしいでしょうか。

（ 全員異議なし ）

では、御異議ないようですので、本件を不採択にすることに決定をいたしました。

◎日程第6「その他」

○小島委員長

続きまして、日程第6「その他」を議題といたします。議事として何かございますか。

○柳原学校教育課主幹

私の方からは、個人情報保護条例第11条の規定に基づくオンライン結合による提供の制限ということで、個人情報保護運営審議会の答申について御報告いたします。

この内容なんですけれども、今年度に入りまして逗子市立久木中学校より無料メール配信

システム「まちc o m i」を活用した学校から保護者等へのメール配信についての相談がありました。これはドリームエリア社というコンピュータのサーバー管理会社が行っている学校等から緊急のお知らせなどを、登録いただいた保護者の携帯電話やパソコンに一度に配信するシステム、このシステムを活用したいということでした。学校教育課としましては、無料メール配信システムの「まちc o m i」の担当の方に来ていただきまして、システムの内容、それから個人情報保護の観点から、安全性があるのか、担保されているのか等を伺った上で、久木中学校の先生並びにほかの学校もこれを希望するかもしれないので、担当者をお呼びして説明会を開催し、各学校に照会いたしました。現時点で、久木中学校以外からメール配信システムを活用したいという意思を表示しているところはありません。ただ、教育委員会としましては、この久木中学校の取り組みを学校から保護者等へのメール配信のモデル事業として進めていただいて、後日実施における課題等の報告をお願いすることにしました。その結果を受けて、今後事業を進めていくかということ、検討していきたいと思っております。

ただ、このモデル事業を実施していただくにつきましても、逗子市の個人情報保護条例の観点から、万全を期してこのメールアドレスの登録及びメール配信等に取り組む必要があると考え、個人情報保護条例に基づくガイドラインを作成した上で、それに沿って運用していただきたいと思っております。

つきましては、このメール配信に関するガイドラインの策定につきまして、逗子市個人情報保護運営審議会に対し、平成19年8月10日に諮問書を提出いたしました。8月20日に個人情報保護運営審議会が開催され、ドリームエリア社の社員及び教育委員会学校教育課の事務局の者が出席し、経過とガイドラインの内容について説明し、その結果、9月14日付けで答申をいただきました。その答申に基づきまして、お手元にございますガイドラインを策定いたしましたので、御報告いたします。

○小島委員長

ただいまの御報告につきまして御質疑あるいは御意見ございますでしょうか。

○五十嵐委員

前回お話しいただいたときに、PTAの方が管理するようなお話を聞いたような気がするんですが、これは久木中学校がメールの配信をするということで理解していいんですか。

○柳原学校教育課主幹

PTAからもメール配信ができるということなんですが、個人情報やメールの内容等を管

理する必要があるということで、メールの配信者を学校という形に、P T Aから学校に、学校から保護者という形で、複数の、P T A会長から発信できるとか、何々委員さんが発信できるという形ではなくて、学校で管理した、受けたもの、これを配信したいということです。学校で決定したものについて学校から配信するというシステムの方が、メールの内容について個人的なものが入っていたり、もしくは個人情報が含まれていた場合に、不特定多数の多くの方にそれが配信されるということで、メール情報の管理ということと、それからアドレスの登録等についての部分について、かなり個人情報保護運営審議会の委員さんからお話がありました。ということで、本年度につきまして、またこのメール配信のガイドラインにつきましては、ガイドラインの中にもあるんですが、メール配信の管理者を校長先生とし、この管理者のもとで発信するというようにしてあります。

○五十嵐委員

個人情報を、全保護者の方に送るということは、とても考えられないことだと思うんですが、それ自体、全然違うんですか。

○柳原学校教育課主幹

メール配信のガイドラインにあるんですが、実はこういうことがありました。以前、ある学校の児童が下校する時間になっても帰ってこない。それで、防災無線を使って、帰ってきてないことをお知らせし、さがしてもらおうということがあったんですね。そういうことが以前あったので、例えばメール配信システムを使って、こういうお子さんが、そこに名前を入れるというのはすごく個人情報になっちゃうので、身長何センチぐらいの緑のポロシャツを着た云々とかということも、この部分ではあり得るだろうと、個人情報保護運営審議会の中でのお話でした。ですから、そういった個人情報を扱うということが、仮に、緊急という場合には、あり得るだろうということがありうるだろうと、そのような形で対応させていただきました。

○五十嵐委員

ということは、その内容については校長先生の裁量にゆだねられるということでよろしいわけですか。

○村松委員

これ、個人情報の問題というのはね、大体こんな個人情報保護法なんかつくるからこういう問題が出てくると思うんですよ。我々なんかはマスコミとしたら絶対反対で、個人情報保護法案というのは反対してきたんですが、どんどんどんどんと要するに難しく難しく考え過

ぎちゃって、今のPTAもそうだと思うんですが、やっぱり子どもがいなくなれば心配、当然ですね、どういう人間がという、はっきりしないと、身長何センチといったってわからないわけですよ。ただし、どんどんどんどんとこういった問題がシビアになってくると、最後決定する校長先生の全部責任になっちゃうわけね。これはね、結構校長さんにとってはきつい、しんどいことだと思うんです。個人情報というのは、結構見解の相違みたいなのがあってね、AがよくてBがだめだとか、でも校長さんがいいと思ったことも、全然Cにとってはとんでもないことだというふうに解釈する保護者もいるわけですよ。だから、校長先生にゆだねるということは、結構しんどいことだろうと思うんです。

このメール配信というのは、どこかで遺漏したときに、じゃあだれが責任を持つかどうか。ただ、どこかできちっとこういうのをつくっておかないと、子どもの連絡とか、いろいろな防犯上、あるいは学校連絡というのが緊急時にスムーズに流れていかないという問題が多分出てくる。だから、どういう方向でやるのがいいかということはあるんだけど、校長さん一人に責任をゆだねるということは、ちょっときついんじゃないかと思います。ただ、根本的にこれ、個人情報保護法というのは、恐らく変わってくるだろうと。今みたいなのでやっておいたら、何にもできなくなってくるわけですよ。ですから、変わってくるにしても、今こういう法律があって、どんどん神経質になってくる中でね、校長さんに全責任を負うというのは、結構しんどいんじゃないかというふうには思いますけどね。

○柳原学校教育課主幹

ガイドラインの2ページ目になりますが、5番に情報の範囲、学校から配信する情報の範囲として、①、②、③があります。基本的にはこの内容、児童・生徒の安全・安心確保にかかわる情報で、発信元が明確なもの。例えば不審者があそこにあらわれたとかという明確なもの、そういったものとか、学校の諸行事の教育活動にかかわるもの、例えば台風が接近しているのだというような、こういったものをメールの内容としています。3ページの8番に配信メール及び個人情報の取り扱いのところで、緊急時の場合のことを入れてありますが、3行目です。配信者の方の3行目、緊急時に児童・生徒の個人情報を配信する必要があると思われる場合は、警察等関係機関と十分な協議の上という形で、校長の判断にあたるんですが、一応関係機関ときちんと協議の上、当該児童とそこに書いてあるのは、こういった緊急の場合があるだろうということで、保護者等と承諾を受けてということで、条件として入れてあります。ただ、この久木中学校のメール配信システムというのは、これがメインではありません。本来の緊急連絡網を回したときに、家庭が不在であって、そこが飛ばされて連絡

が伝わったり、また連絡網が途絶えてしまったりすることが往々にして多い。また、プリントを児童・生徒を通じて家庭に配布しても、なかなか中学校ぐらいになると家を出してくれなくて、内容が伝わっていないというために、何か正確で早い情報の伝達はないかということで、PTA及び学校の方でこういったメール配信を補助的な手段として使ってみるというようなモデルを進めると。ただ、そこには本当に、今おっしゃるような部分がありますので、何らかの指針なりガイドラインをこちらでつくらないと、勝手に何でもということになってしまいかねないので、このような形で取りくみをさせていただきました。

○村上教育長

以前ですね、学校のホームページを開設する際に、個人情報の扱いをどうするかということで、児童・生徒の顔がそのまま写ったりしないように、あるいはどの範囲のものを、どういう形で提示するかというガイドラインを、個人情報にかかわるガイドラインを運営審議会にかけて、学校長の方に流しております。つきまして、先ほど村松委員さんから御指摘ありましたように、また今度メール配信ですね、新たなさまざまなITにかかわる提供の配信情報が展開されてくる中で、あれをもあわせてもう一度見直す中で、トータルとしてこういう仕組みのガイドラインというものを今後考えてまいりたいというふうに考えております。ないわけではないんです、実は。

○小島委員長

ほかにこのメール配信の点について何かございますでしょうか。

○五十嵐委員

今ここで言うガイドラインは、個人情報の保護についてのガイドラインですか、このガイドラインは。メール配信全般についてのガイドラインと理解した方がいいんですか。

○柳原学校教育課主幹

このガイドラインの策定に当たりまして、個人情報保護運営審議会の方から、オンライン結合、要するに事業主が知り得た個人情報等を他に提供するということが必要がなければ、それをしてはならないという条例、個人情報保護条例の11条のところのこれが、もしかすると引っかかるだろうと。要するに学校が知り得た保護者のメールアドレスそのものは、アスタリスクで示されて、学校は知ることはできないんですが、そのメールアドレスと例えば1年1組のだれだれさんの保護者ということを知りたいとするならば、メールアドレスは別として、個人情報を他に提供することになる。ということは、こういったことをするに当たっては、個人情報保護条例に該当するかもしれないから、メール配信全体に対する

ガイドラインを策定するべきだということで、このような形で進めさせていただきます。

○村松委員

基本的に学校というのは、子どもを預かるというのはですね、まさに個人を扱って、この個人を扱って、個人の子どもにとって本当にいい環境をつくるというのがね、こういう個人情報があることによって子どもにとってね、やっぱりいい環境がつかれないようなことがあっちゃ困ると思うんですよ。それは逆に言うと、子どもにとっていいことなんだけれども、親にとって不都合ということがあって、親は個人情報を種にね、自分の子どものことをいろいろ言ってきたりするということもあるわけで。だから、やっぱり学校としては子どもにとって本当はいいということであれば、個人情報にもあまりこだわるとことをすると、よくないんじゃないかと思うんだけど、なかなかその辺が法律で決まっている以上、訴えられたりなんかすれば、いろいろな問題が出てくるから慎重になられるというのはいいんだけど、どうもあまり神経質になるということとはね、私にとっては感心はしない。

○小島委員長

いろいろ承りましたが、ほかにいかがですか。よろしいですか。では、ただいまの件は終わらせていただきます。

ほかに議事としてその他ございますでしょうか。

ございませんね。では、ないようですので、以上でその他について終わります。

次に、次回の定例会ですけれども、次回は10月22日、月曜日、午前10時からを予定しておりますけれども、決定につきましては改めて委員に御通知申し上げます。

では、続きまして日程第3「報告第20号県費負担教職員の任免の内申について」及び日程第4「議案第17号教育委員会職員の人事について」を議題といたします。

初めに申し上げたとおり、ここでお諮りいたしますが、本件につきましては10月の人事に関する情報を取り扱うために秘密会にしたいと思っております。これに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声多数)

では、御異議なしと認め、秘密会といたします。よって、傍聴の方及び議案に係る職員は退席をお願いをいたします。

暫時休憩いたします。

(以降、秘密会)